

今回の申告における税制改正のポイント

所得税、市・県民税

所得税から市・県民税へ税源が移譲されます。

●改正の主なポイント

- 1 住民に身近な自治体が、適切な行政サービスを提供できるようにするための税源移譲です。
- 2 所得税と市・県民税をあわせた税負担は、全体で移譲前後で変わらないものとなっています。
- 3 年金受給者を含む納税者の多くは、平成19年1月から所得税が減り、同年6月から納付する市・県民税が増えます。

▶税率の見直し

市・県民税を合わせた住民税の税率が一律10%になり、所得税が4段階（10、20、30、37%）から6段階（5、10、20、23、33、40%）に見直しされます。

市・県民税

▶老年者の非課税廃止の経過措置

65歳以上の人で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合は、市・県民税が非課税でしたが、平成18年度から非課税措置が廃止になりました。ただし、平成17年1月1日に65歳以上の人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人については右記の経過措置があります。

【市・県民税】

課税標準額	市税率	控除額	県税率	控除額
200万円以下	3%	0円	2%	0円
200万円超～700万円以下	8%	10万円		
700万円超	10%	24万円	3%	7万円

【改正前】

【改正後】

課税標準額	市税率	控除額	県税率	控除額
一律	6%	—	4%	—

「とっとり市報10月1日号」の15ページおよび、鳥取市ホームページ（表紙下段参照）に関連記事・情報がありますのでご覧ください。

▶定率減税の縮小・廃止

【所得税】

【改正前】所得税額の20%相当額（限度額25万円）

↓
【改正後】所得税額の10%相当額（限度額12.5万円）
※平成19年分からは廃止になります。

【市・県民税】

【改正前】所得割額の7.5%相当額（限度額2万円）

↓
【改正後】**廃止**

		18年度	19年度	20年度
均等割	市	1000円	2000円	3000円
	県	600円	900円	1000円
所得割		1/3課税	2/3課税	全額課税

※従来、老年者控除との重複が認められなかった寡婦（夫）控除が、要件を満たすことで受けられるようになりました。その場合、申告が必要です。詳しくは申告時に相談してください。

出張申告も行います

会場および受付日	対象地区	
	午前9時～正午	午後1～4時
大郷会館 2月21日（水）	妙徳寺、双六原、矢矯、洞谷、瀬田蔵、東区、西区、南区、北区、旭区、谷山区、長柄、三山口地区	高殿、六反田、大畑、堤見、福井、辛川、松原、松原団地、金沢地区
末恒地区公民館 2月23日（金）	伏野地区	左記以外の地区
神戸地区公民館 3月1日（木）	岩坪、上砂見地区	左記以外の地区
明治地区公民館 3月2日（金）	安蔵、河内、小原、槇原、松上地区	左記以外の地区



■問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民税課 ☎(0857) 20-3417 / 各総合支所市民生活課（14ページ上段参照）

申告と相談は、こちらまで

■所得税の確定申告（午前8時30分～午後5時）

鳥取税務署（富安二丁目89-4・☎(0857) 22-2141）
税務相談室（同署内・☎(0857) 23-8776）
申告書の提出は郵送でも受け付けます。また、休日などには専用のポストを設置していますのでご利用ください。なお、個人事業主の消費税の確定申告と納税は4月2日までです。

e-Tax（イータックス）申告も納税もパソコンで！

◇自宅やオフィスからインターネットを利用して申告ができます。

◇ATMやインターネットバンキングなどを利用して納税ができます。

◇申請・届出などができます。

※詳しくはe-Taxホームページへ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）

■市・県民税の申告（午前8時30分～午後5時）

市役所駅南庁舎地下第5会議室および各総合支所で受け付けます（総合支所の受付日程については総合支所だよりをご覧ください）。

※鳥取市役所駅南庁舎、鳥取税務署では2月18・25日の日曜日も平日どおり、申告を受け付けます。

■休日納税相談窓口の開設（午前9時～午後4時）

市役所駅南庁舎収税課 ☎(0857) 20-3431
2月18日・25日の日曜日は市役所駅南庁舎地下第2会議室で、納税および納税相談窓口を開設します。納税がまだの人、納税について相談したい人はご利用ください。